

伊豆の国市文化財展示施設 展示設計・製作・設置業務 プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は令和5年度に策定した「伊豆の国市文化財展示施設基本構想」及び「伊豆の国市文化財展示施設基本計画」の内容を踏まえ、新たな伊豆の国市文化財展示施設の整備を行うことを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

伊豆の国市文化財展示施設 展示設計・製作・設置業務

(2) 業務内容

別紙「伊豆の国市文化財展示施設 展示設計・製作・設置業務 公募仕様書」のとおり

(3) 履行場所

静岡県伊豆の国市四日町800番地1 他

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月17日まで。ただし、展示設計業務は令和7年3月31日まで、展示製作・設置業務は令和8年3月17日までに完了の上、検査・引渡しを実施すること。

(5) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(6) 契約上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

委託料の上限は次の表のとおりとする。

令和6年度	120,120,000円
令和7年度	180,180,000円
合計	300,300,000円

※この金額は、契約（予定）額を示すものではない。

(7) 支払方法

各年度、契約書の内容により協議の上定める。

3 問合せ・書類提出先

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1 伊豆の国市企画財政部企画課

電話：055-948-1413

E-mail：kikaku@city.izunokuni.shizuoka.jp

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、本市との契約締結までに、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成18年訓令第14号）の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定した者を除く。）でないこと。
- (4) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 納期限の到来している国税及び地方税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (8) 過去10年間（平成26年度～令和5年度）に国又は地方公共団体が発注した、展示面積500㎡以上の歴史系博物館（歴史、考古、民俗等の資料を研究、展示する博物館、博物館と類似の事業を行う施設）の展示設計業務及び展示製作業務（展示工事も可）を元請として受注し、履行した実績を有する者であること。
- (9) 業務実施体制として、一級建築士又は二級建築士の資格を有する設計担当者を配置すること。また、一級建築施工管理技士の資格を有する制作担当者を配置すること。

5 最終被選定者選定スケジュール

項目	日程
プロポーザル実施の公告	令和6年4月1日（月）
質疑の受付	令和6年4月1日（月）から4月12日（金）午後5時まで
質疑への回答（随時）	令和6年4月19日（金）
参加申込書の受付期限	令和6年4月22日（月）午後5時必着
参加申込書の結果通知	令和6年4月30日（火）
企画提案書の提出依頼	令和6年4月30日（火）
企画提案書の受付期限	令和6年5月24日（金）午後5時必着
プロポーザル審査委員会の実施	令和6年6月上旬予定
結果の通知	令和6年6月中旬予定
契約締結	令和6年6月下旬予定

※各日程は、市の都合により変更する場合がある。

※日程が決まっていないものについては別途通知する。

6 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期限

令和6年4月22日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「3 問合せ・書類提出先」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。

※受付時間は、土日祝日等の市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

(4) 提出書類

No.	項目	規格	様式
①	プロポーザル参加申込書	A4	様式第1号
②	事業者概要書	A4	様式第2号
③	業務実績調書（展示設計実績）	A4	様式第3号
④	業務実績調書（展示製作・展示工事实績）	A4	様式第4号
⑤	配置予定主任技術者の経歴及び業務実績	A4	様式第5号
⑥	配置人員数	A4	様式第6号
⑦	③～⑥の業務実績等が証明できる書類	A4	任意

(5) 提出部数

各1部

7 質疑受付・回答

本プロポーザルに関する質疑は、参加申込、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限

4月12日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質疑方法

質疑は、別紙様式1にて電子メールにより表題を「プロポーザルに関する質疑（事業者名）」として提出すること。

電子メールのアドレスは「3 問合せ・書類提出先」のとおり。

(3) 回答方法

業務の内容等に関する質疑については、質問者匿名にて市ホームページ上で令和6年4月19日（金）までに回答する。

8 企画提案書等の提出

参加申込書等の書類審査後、企画提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時まで（必着）

※企画提案書等の提出依頼を受けた事業者であっても、提出期限まで関係書類を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出先

「3 問合せ・書類提出先」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。

※受付時間は、土日祝日等の市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

(4) 提出書類

No.	項目	規格	様式
①	企画提案書提出届	A4	様式第7号
②	業務実施体制	A4	様式第8号
③	企画提案書	A3片面5枚以内	様式第9号
④	業務工程	A3片面1枚	様式第10号
⑤	展示設計業務見積書	A4	様式第11号
⑥	展示製作・設置業務概算見積書	A4	様式第12号
⑦	暴力団又は暴力団員でないこと等に関する誓約書	A4	様式第13号
⑧	納期限の到来している国税及び地方税の未納がないことを証する書類（納税証明の写し等）	A4	任意

(5) 提出部数

各正本1部、副本8部（⑦及び⑧は正本1部のみ）

(6) その他、留意事項

- ① 企画提案書の体裁については、左綴じした紙媒体を1部とし、A3サイズものは片袖折りをしてA4サイズに揃えること。
- ② 本要領に示す業務の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受注者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ③ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように、内訳の詳細を示すこと。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ④ 提出後の提案修正は一切認めない。
- ⑤ 企画提案書提出届を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第14号）を提出すること。

9 提案する内容

別紙「伊豆の国市文化財展示施設 展示設計・製作・設置業務 仕様書」の「第2章 業務の内容」に示す部分について、提案を行うこと。

10 選考

(1) 選考方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「伊豆の国市文化財展示施設 展示設計・製作・設置業務 プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）」において、あらかじめ定められた評価基準に基づき、審査を行い、最終被選定者及び次点被選定者を選定する。

(2) 評価項目

別紙「評価項目」のとおり。

(3) プレゼンテーション

発表時間は、1 企画提案者につき 40分程度（説明 30分、質疑応答 10分）を想定している。実施日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、後日個別に通知する。

プレゼンテーションで動画再生やスライドを使用する場合は、企画提案書等の提出の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクター・スクリーンは市で用意する。

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めない。

(4) 選考結果の通知

選考結果は、選考完了後、企画提案者全員に文書で通知する。ただし、選考過程及び選考内容に関する問合せや選考結果に対する異議申立ては受け付けない。

11 参加者の失格

次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (3) 提出すべき書類に不備があった場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 見積書の金額が契約上限額を超過したとき
- (6) 選考会指定時間に来場しなかったとき（災害等、提案者の責によらない場合を除く。）
- (7) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

12 契約

市は最終被選定者と協議し、最終被選定者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、伊豆の国市議会の議決により契約を締結する。ただし、選定された事業者が以下の規定に該当することとなった場合は、契約を締結しない。

なお、この場合は次点被選定者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

13 契約締結後

契約者は、市との協議の下、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
- (3) 提出された書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、本市がこの選考結果

の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (4) この企画提案に係る情報公開請求があった場合は、伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

15 その他留意事項

- (1) 選考の採否を問わず、この企画提案に参加する費用はすべて事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等の内容について、市が必要に応じて意見を求めた場合はこれに応じること。
- (3) 提出された提案が1件以上ある場合、本業務に係るプロポーザルは成立するものとする。